平成２４年（フ）第６６５号
埼玉県草加市谷塚町1175番地　シャルムカトレア202号
債務者　加藤　順子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
埼玉県秩父市山田2581番地１　カーサ横滝105
債務者　浅川千沙都
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第２８１号
岡山県倉敷市安江160番地１　フレーバーランド萌203号
債務者　藤嶋真砂美
1　決定年月日時　平成24年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１６０９号
札幌市清田区清田１条１丁目６番18号　リバーサイドはやし301号
債務者　山科絵里子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２１５号
札幌市白石区南郷通14丁目南６番15号　ホワイトコーポ45―202号
債務者　山田　一郎
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２２１号
札幌市手稲区稲穂３条５丁目９番29号　第１川本荘102号
債務者　加藤　恒彦
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３８５号
札幌市東区北18条東15丁目３番６―402号、住民票上の住所札幌市清田区清田４条４丁目３番13号
債務者　堀田　絵麻
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４６０号
北海道千歳市里美１丁目１番地の９
債務者　笹本　守行
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４９１号
札幌市北区屯田５条11丁目９番17号
債務者　本間　　環
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５６０号
札幌市豊平区旭町３丁目４番15号
債務者　菊地　良治
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５６４号
札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目４番７―305号
債務者　高辻　孝三
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５９９号
札幌市西区山の手１条９丁目３番13号　コーポみづほ―Ｅ号
債務者　木村久美子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７６号
山形市香澄町３丁目８番38―702号　ターミナルプラザ
債務者　櫻井　寛之
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６３号
山形市南松原２丁目１番地１　Ｂ―６
債務者　松田　和裕
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７２号
山形県尾花沢市大字寺内866番地１
債務者　落合　　孝
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９２号
山形県東根市温泉町３丁目14番４号　フェリーチェ・ヴィーター―124
債務者　渡辺　　靖
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３００号
群馬県甘楽郡下仁田町大字上小坂522番地
債務者　神宮　正人
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部